

○京田辺市附属機関設置条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 1 号

改正 平成 29 年 6 月 28 日条例第 15 号

平成 30 年 3 月 28 日条例第 4 号

平成 31 年 3 月 27 日条例第 1 号

令和 4 年 3 月 31 日条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 5 条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

※ 中略

別表 (第2条—第4条関係)

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
市長	京田辺市健康づくり推進協議会	次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べること。 (1) 総合的な健康づくり等の計画の策定及び進行管理等に関すること。 (2) 食育に関すること。 (3) その他市民の健康づくりに関すること。	15人以内	2年
	京田辺市行政改革推進委員会	京田辺市の行政改革について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。	8人以内	2年

※ 以下省略